

有害鳥獣捕獲従事に関する誓約書

令和 年 月 日

始良市長 湯元 敏浩 殿

捕獲従事者

住 所 始良市

氏 名

印

連絡先

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの有害鳥獣捕獲に従事するにあたり、下記事項を確認し、遵守することを誓約します。

記

- 1 有害鳥獣捕獲の趣旨を十分理解し、地域のために原則ボランティアとして活動を行い、有害鳥獣捕獲の指示を受けた場合は、積極的に活動を行います。
- 2 関係法令及び従事者証等の指示内容に従い、事故や違反等を起こさないよう十分留意します。
なお、関係法令（銃刀法、鳥獣保護管理法等）に違反した場合は（有害鳥獣捕獲活動に従事する同行者を含む。）は、始良市有害鳥獣捕獲隊員の資格取り消しや停止、指示書発行の保留等の処分を受け、その起こした事故や違反等が重大の事案と判断された場合は、複数年間、本市有害鳥獣捕獲隊員の資格を有することができなくなっても何ら異議申し立てはいたしません。
- 3 有害鳥獣捕獲に要する経費及び、銃器、猟犬、わな等の損失については、始良市並びに始良市有害鳥獣捕獲隊等に迷惑をかけることなく自己の責任において解決することとし、一切請求いたしません。
- 4 もし、事故等が発生した場合は、自ら速やかに本市及び鹿児島県の関係機関に連絡いたします。
- 5 捕獲指示期間の経過後は、捕獲指示書の裏面に活動内容を記載の上、30日以内に返納します。
- 6 始良市有害鳥獣捕獲従事者としての自覚を持って、節度ある態度で市民に接し活動を行います。
また、始良市が推進する事業等についても、積極的に協力いたします。
- 7 「始良市有害鳥獣捕獲隊加入申込書」に記載した事項において、虚偽が判明した場合、当該年度の4月1日に遡及して捕獲隊員の資格を取り消されても何ら異議を申しません。